

(1) 労働者側

毎日争議園本部ニ集合炊出ヲ為シツ、アリテ客月二十六日頃別荘ニ、如キビラヲ工場附近ニ貼付シ本月三日頃別荘ノ如キビラヲ配布シタル外特異ノ行動ナクモ稍遺憾ノ状也。

労働者側

争議園本部ニ集積シツ、アリテ客月二十六日頃別荘ニ、如キビラヲ工場附近ニ貼付シ本月三日頃別荘ノ如キビラヲ配布シタル外特異ノ行動ナクモ稍遺憾ノ状也。

高事業主ハ争議園側ニ態度悪化ヲ怖レ取計ス。

大和糊製造水取部告(未定) (東京函)

合資會社橋場屋商店(未定) (東京函)

ニ特ニ警戒シツ、アリ

警察事故

争議園員海津梅吉ハ十一月二十六日午前四時三十分吾娯町西四丁目附近空家其他ニ着リ、ビラヲ貼付シタルヲ以テ吾娯警察署ニ檢舉拘留セリ。同日ニ戻ス。右及申(通)報候也。